

◆基本診療料の施設基準

- ・地域一般入院料3
- ・障害者施設等入院基本料 10 対 1
- ・療養病棟入院料1
- ・精神病棟入院基本料 15 対 1
- ・認知症治療病棟入院料1
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準
- ・診療録管理体制加算3
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟療養環境加算2
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・栄養サポートチーム加算
- ・感染対策向上加算 3(連携強化加算、サーベイランス強化加算)
- ・精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・データ提出加算2
- ・入退院支援加算 1(入院時支援加算)
- ・認知症ケア加算 1
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・療養病棟入院基本料の注 11 に規定する経腸栄養管理加算
- ・精神科入退院支援加算
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 1

特掲診療料の施設基準

- ・糖尿病合併症管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・開放型病院共同指導料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・精神科退院時共同指導料1及び2
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に掲げる
遠隔モニタリング加算
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- ・運動器リハビリテーション料(I)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・医療保護入院等診療料
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節
生検(単独)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・輸血管理料II

- 持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない
持続血糖測定器を用いる場合)
- ・遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
- ・検体検査管理加算(Ⅰ)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・神経学的検査
- ・画像診断管理加算 1
- ・画像診断管理加算 2
- ・CT 撮影及び MRI 撮影(64 列以上のマルチスライス CT)(1.5 テスラ以上 3 テスラ未満 MRI)
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・歯科治療時医療管理料
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料 22
- ・入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)